

＝ 農業よろず相談について ＝

令和4年度から、農業について専門的な相談窓口を設置します。何でも安心して相談できる「農業の駆け込み寺」です。村が委嘱する専門相談員2名が対応し、農業委員会と連携を図り進めます。相談の内容についての**秘密は厳守**されます。また、相談の内容によって、希望があれば、さらに県などの専門機関へ紹介し、課題解決までの**伴走支援**を行います。

相談には予約が必要です。令和4年度の相談スケジュールおよび申込方法等は、以下のとおりです。

令和4年度

相談予定日	8月25日(木)、9月29日(木)、10月27日(木)、11月24日(木)、12月22日(木)、1月26日(木)、2月22日(水)、3月23日(木) (毎月最終木曜日。ただし、12月と3月はその1週間前、2月は祝日となるため1日前とします。)
相談時間	10時～16時
相談料	無料
相談員	上場重俊氏(前鳥取県農業会議会長)、倉益悦生氏(鳥取県農業会議事務局長)
対象者	原則として村内に農地を所有する方(村外の方でも可能)
申込方法	次頁の申込書に記入のうえ、役場建設産業課(TEL 27-5953) 渡部へお申し込みください。
申込期限	相談日の前月末まで(月末が閉庁日の場合は、前月の最終開庁日まで)
申込用紙	役場建設産業課の窓口にあります。また、役場ホームページからも印刷できます。
相談日時および場所	調整のうえ、相談対応の時間を決定し、日時と場所をお知らせします。

※農地の貸し借りについては、この相談とは別に、従来どおり農業委員会事務局(TEL 27-5953)で受け付けます。なお、この相談窓口でも受け付けています。



農業よろず相談 申込書

申込年月日 令和 年 月 日

申込者：住所 _____

氏名 _____ 年齢 _____ 才 _____ 連絡先 _____ - _____

相談内容の概要（該当項目に○をして下さい）

1 話を聞いて欲しい

- ア 困りごとを聞いて欲しい、理解して欲しい
- イ 要望や提言をしたい、これだけは言っておきたい
- ウ 関係先に伝えて欲しい

2 情報が欲しい、アドバイスをしたい

- ア 農業をやめたい 農地、作業場、農機具などの問題
- イ 家族、生活の問題 将来への準備 相続、贈与などの問題
- ウ 農業を始めたい、規模を拡大したい
- エ 農業の資金繰り、経営の改善、雇用、法人化など
- オ 農業の継承、農業者年金
- カ 利用可能な支援制度、法律制度を知りたい
- キ 農地、水路、農道などの困りごとを解決したい
- ク その他

3 具体的な内容をご記入ください。